令和９年度　大洲市奨学生募集要項

大洲市教育委員会

１　目的

人物、学業ともに優秀な学生または生徒であって、経済的理由により修学が困難な者に対し奨学金を貸与して、有用な人材の育成に努めることを目的とする。

２　出願資格

出願することができる者は、次の（１）～（５）の要件を全て備えた者とする。

（１)次のア～ウのいずれかに該当する者

ア　令和９年４月に高等学校、高等専門学校に進学を希望する者

イ　令和９年４月に大学（短期大学を含む)、専門学校（専門課程、専攻科）に進学を希望する者

ウ　上記ア、イの学校に既に在学中で、中途学年から希望する者

（２）学業、人物ともに優れ、かつ、学業に耐えうる程度の健康な者

（３）学資の支弁が困難であると認められる者

（４）保護者（親権を行う者または後見人）または保護者であった者が大洲市内に居住する者

（５）愛媛県奨学生、その他類似の貸与型奨学金の奨学生（採用内定者を含む。）でない者

３　募集人員

（１）高等学校・高等専門学校奨学生　……１０人程度

（２）大学・専門学校奨学生　……　６人程度

４　貸与額

区分	貸与額	
高等学校・高等専門学校奨学生	修学金（月額）	１８，０００円
	入学準備金	１００，０００円
大学・専門学校奨学生	修学金（月額）	３０，０００円
	入学準備金	３００，０００円

※「入学準備金」は、月額貸与者のうち希望する者に、入学時１回のみ貸与する。

※専門学校奨学生の入学準備金は、専門課程のみ対象とする。

５　貸与期間

令和９年４月から進学する学校の正規の修学期間

６　貸与方法

（１）修学金（月額）

それぞれ３ヶ月分の奨学金を、毎年６月、９月、１２月及び翌年２月の年４回、各月の１５日に指定の普通預金口座に振り込む。

（２）入学準備金

進学届が提出され、奨学生採用を決定した後、指定の普通預金口座に振り込む。

７　連帯保証人及び保証人

奨学生に採用されたとき及び奨学金の貸与が終了したときには、奨学生と連帯保証人（保護者または保護者であった者）及び保証人（独立の生計を営む成年者）の３者が連署押印した書類の提出が必要。

８　出願手続

大洲市奨学生願書に必要事項を記入のうえ保護者と連署し、家計支持者の令和８年度（令和７年分）所得証明書を添えて、在籍する学校（現に在籍する学校または最終在籍学校。以下同じ。）へ提出する。

９　提出期限

在籍する学校の長の指定する日

※学校から大洲市教育委員会への提出期限 … 令和９年２月１日（月）

１０　採用決定の方法及び時期

（１）大洲市奨学生選考委員会の選考を経て、奨学生採用候補者を決定する。

（２）候補者への通知は、在籍する学校長を通じて行う（２月末頃予定）。

（３）採用候補者が進学後、所定の進学届を４月末日までに教育委員会に提出することにより、正式な採用決定を行う。

１１　他の奨学金との関係

大洲市奨学生は、愛媛県奨学金、その他類似の貸与型奨学金を合わせて受けることができない。ただし、給付型奨学金については、併用を認める。

１２　奨学金の返還

奨学金は、学資金として貸与するものであり、貸与終了後、必ず返還しなければならないが、この返還義務以外の付帯義務は一切なく、卒業後の就職、進学その他についても制限はない。

（１）返還方法

奨学金（入学準備金を含む。）は、貸与を終了して６ヶ月を経た後、年賦、半年賦または月賦の方法により、１０年以内で教育委員会の定める期間内に返還しなければならない。

（２）返還猶予

奨学生であった者が、進学その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難である場合は、所定の手続きを行うことにより、返還の猶予を受けられることがある。

（３）返還免除

奨学生または奨学生であった者が死亡した場合、または心身障害その他やむを得ない事由によって返還が不能と認められたときは、奨学金の全部又は一部の返還が免除されることがある。

１３　その他

その他、この募集要項についての照会は、大洲市教育委員会　教育総務課（TEL：24-1733）または学校宛に行うこと。